信用スコアの課題と今後

慶應義塾大学法科大学院教授

山本龍彦



信用スコア活用の可能性

録を算出に利用することで、伝統的な信用情その恩恵にあずかり、個人のあらゆる行動記ように、信用力の算出に使える情報は増えた。のデータは信用データとなった」といわれるも大だ。ビッグデータ解析により、「すべてこのような信用スコア。もちろんメリット

まっが実現するかもしれない。 報を持たない若者や少数派への融資を可能に 対って、信用スコアがデジタルプラットフォーム上の正確な信頼指標となるうえ、こうして測ら 正な社会システムが構築されることで、より でいまって、より でいまって、まり にもなる。 まった、データ・ポインクルー ならに、信用スコアがデジタルプラットフォ といることで、より にもなる。 ことで、より にもなる。 とらに、信用スコアがデジタルプラットフォ とらに、信用スコアがデジタルプラットフォ とらに、信用スコアが対象が、の融資を可能に を全なオンライン取引やシェアリングエコノ を全なオンライン取引やシェアリングエコノ

プロセスの閉鎖性による課題ブラックボックス問題~スコアリング

のユーザー向けHPでは、「『LINE』関連サ「ブラックボックス問題」である(LINE Scoreかけられたのかが明らかではない。いわゆるわれたのか、どの情報にどれぐらいの比重が例えば、スコアの算出にどのような情報が使他方で、現状のサービスには課題も多い。

体的記述はない)。 内容等は利用しないとあるが、それ以上の具るという。通信の秘密に該当するメッセージされる質問への回答データが算出に利用されービス上の利用傾向」やサービス利用前になービス上の利用傾向」

もちろん、フィードバックにより算出用データやアルゴリズムは常に変化し得ること、ユ理解可能なかたちで完全に透明化すると、ユリズムは知的財産として保護され得ること、アルゴになるため、予測精度が落ちること、アルゴになるため、予測精度が落ちること、アルゴになるため、アルオードバックにより算出用データやアルゴリズムは常に変化し得ること、

を差し控えるようになる。また、一般的な道与えるかが不透明だと、不安から特定の行動第2に、どのような行動がスコアに影響をある。しかし、その検証機会が確保されない。記録が本人のスコアに影響を与える可能性が記録が本人の日間である保証はないため、他人の行動率人の行動である保証はないため、他人の行動率人のIDを使った行動がすべて

EU、米国における信用スコアへの法的対応 図表 1

FII

General Data Protection Regulation, GDPR

- 人間が介在せずに最終的な決定を自動処理のみにより行われない権利 (完全自動意思決定の原則禁止)
 - ※AIが自動算出したスコアのみで融資を拒否することは原則許されない
- 例外的に許容される場合でも、①人間の介在を得る権利、②自らの見解 を表明する権利、③AI等の自動処理のみによる決定を争う権利を保障す る必要がある。
- 事業者は完全自動意思決定の存在、当該決定のロジックについて有意義 な情報(算出用データの源泉や重み付け)等を告知しなければならない。

囯

Equal Credit Opportunity Act, ECOA

- 与信判断に際して、人種・宗教・出身国・性別・妊娠状況・年齢等に基 づき差別することを禁止。これらの属性に基づく「異なる取り扱い(disparate treatment)」を禁止。
- 一見中立的だが、結果的に少数派に「過度に不利な影響(disproportionate adverse effect)」を与える実践も原則禁止。

図表 2 信用スコアの取り扱いに関する日本の原則・考え方

人間中心のAI社会原則(内閣府、2019年3月)

- プライバシー確保の原則
 - (第3原則:AIを利用したプロファイリングについて、単なる個人情報 を扱う以上の慎重さが求められる場合がある)
- 公平性、説明責任及び透明性の原則
- (第6原則:不当な差別が生じないよう、公平性及び透明性のある意思 決定とその結果に対する説明責任が適切に確保されると共に、技術に対 する信頼性が担保される必要がある)
- ※年内に公表が予定される「AI利活用ガイドライン」(総務省)も、尊 厳・自律の原則や公平性の原則のなかで、AIを利用したプロファイリ ングを行う場合における不利益への配慮や、人間の判断の介在につい て検討を求めている

情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 とりまとめ(案) (総務省・経済産業省、2019年8月)

- 情報銀行において「信用スコア」を取り扱う場合の留意点を記載
- (例)情報銀行は、個人情報が信用スコアの算定に利用されること及びそ れによるリスクについて明示的に説明する。
- (例) 算定につき、遺伝情報や差別に繋がる過去の情報を用いない。スコ アに用いたデータ及びスコアの算出方法についてアカウンタビリティを もつ。人間の関与について検討する。
- ※信用スコアの取り扱いに関連する規律として、現状でも、「金融分野にお ける個人情報保護に関するガイドライン」があるが、ビッグデータやAIを 用いたスコアリングや与信判断を前提にしたものではなく、見直しが必要

が社会の ア スコアに応じた新たな身分制が生 Ź スラムが形成され得るというわ 層 ッ ŕ プ 者が仮想上身を寄せ Ó ・層で固定化してしまう可 方法もわからず、 合うバ その it

構造が、

ルゴリズムを設計する際

0)

いデー

ż

ット

ல்

偏りや、

「別等のセンシティブ

/属性

使用を通じてスコ

アに反映し、

差別構造が

センシ

させるべきとの

同調圧力が生じ、

行動

0

自由

活力が失われ

得る。

徳規範や事業者が推

渡する行動に自らを適合

や社会の多様性・

第3に、これ

まで存在してきた社会の

差別

具体的なル ル策定が急がれる日本

法的規律が用意され始 対応しなければならない重要課題も少なくな 予測 この の G D P 世 ように見ると、 評価 界的に、 Ŕ のみで重要な決定を行うことを すでにこうした課題に応える 般データ保護規則 信用 7 いる。 スコアには法的に 例えば、 は A E T

「表2のように、

日本でも、

今年3月に

低スコア保持者が社会の至る所で冷遇され

それと密接に関連する情報

rate impact)が生じることもあ

結果的に差別的な影響(dispa

第4に、

スコアの

利用範囲が拡大すると、

ティブ属性そのもの

を使わなかったとしても

(代理変数)

)が使わ

0

固定化ないし悪化する可能性がある。

スコ ア の算定基準が不透明なためにス 能性があ 「身分」 1 主まれ、 チ

予測精度をある程度犠牲にしてでも、 権利を保障する必要がある。 、るが、 0 て 明示的同意などにより例外も許容され いる(完全自動意思決定の原則禁止) その場合にも図表1にあるような その 背景には、 公正さ

年では、 拡大すべきとの議論も見られ を求めるFCRA(公正 信判断における差別を禁止しているうえ、 を認めるべきとのEU と透明性を確保し、 米国でも、 信用報告の利用に際して適正手 ECOA(信用機会均等法)が スコアに対する本人関 の価値判断がある。 信用報告法 . る。 0) 射 続 近

表された内閣府の 諸 に関する考え方を提 原則を 行における信用スコアの取 が 打ち出し、 信用スコアとも関係する 「人間 中心 総務省が 0) Á I 社 示してい ŋ 会 情

の信 派だが、 まる。 とは ŋ うデジタル 性を示唆し 律するル 夕連携を深めるEUや米国 文を参 _ IJ いえ、 の策定を急ぐべきであ 0 頼も失うことに 「原 ク ルル 生 信用スコアを具体的に なりかねな 照 を ナビ 則 ル の機会が 上 たように、 踏まえた具 がなな リル の虚像が な 問 ゃ が 題 36, 化はそこにとど いとなれば、 考え方 不当に なろう。 がその 0 スコアとい 人歩きし 体 原 他 奪わ 国 則 危 何よ 「から は ヮ 規 立